

水道GLPの認定取得について

公益財団法人秋田県総合保健事業団児桜検査センターは、平成26年6月30日付で公益社団法人日本水道協会より水道GLPの認定を取得しました。本認定は、秋田県内では2番めとなります。

GLPとは、“Good Laboratory Practice”の頭文字をとったもので、水道GLPを和訳すると「水道水質検査優良試験所規範」となります。

この試験所規範は、水道法にもとづき「水道事業体の検査部門」及び「水道法20条検査機関」が管理された体制の下で適正に検査を実施し、水質検査結果の信頼性を確保する事を目的とします。

国際規格であるISO9001（品質マネジメントシステム）と、ISO/IEC 17025（試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項）の要求事項を参考にして管理上の要件と技術的な要件から構成され、検査の精度や体制が確立されていることを認証する制度です。この認定の取得により、当センターの水道水質検査結果の信頼性が第三者機関から保証されたことになり、水質検査が適正でありかつ検査における品質管理と技術力が高い水準にあることが認められたこととなります。

【水道GLP認定マーク】



【認定内容】

- | | |
|-------------|----------------------------|
| (Ⅰ) 適用基準 | 水道水質検査優良試験所規範 |
| (Ⅱ) 認定機関 | 公益社団法人日本水道協会
水道GLP認定委員会 |
| (Ⅲ) 認定範囲 | 水道水質基準項目（51項目）
水道水・浄水 |
| (Ⅳ) 認定番号 | JWWA-GLP112 |
| (Ⅴ) 認定日 | 2014年6月30日 |
| (Ⅵ) 事業者名 | 公益財団法人秋田県総合保健事業団 |
| (Ⅶ) 水質検査機関名 | 児桜検査センター |



JWWA
Good Laboratory Practice Accreditation

認定証

認定番号：JWWA-GLP112
 事業者名：公益財団法人秋田県総合保健事業団
 水質検査機関名：児桜検査センター




貴水質検査機関は、当協会水道GLP認定審査の結果、下記及び付属書のとおり水道水質検査優良試験所規範に適合し、技術的能力が適格であることを証します

記

- 適用基準 水道水質検査優良試験所規範
- 認定範囲 水道水質基準項目（付属書のとおり）
水道水・浄水
- 認定日 2014年6月30日
- 有効期限 2018年6月29日

公益社団法人 日本水道協会
理事長 尾崎 勝

水道GLP認定委員会
委員長 安藤 正典

JWWA
Good Laboratory Practice Accreditation

認定証付属書

認定番号：JWWA-GLP112
 水質検査機関名：公益財団法人秋田県総合保健事業団
 児桜検査センター
 所在地：秋田県秋田市寺内児桜三丁目1番24号

認定水質検査項目
(51項目)

1 一般細菌	18 テトラクロロエチレン	36 ナトリウム及びその化合物
2 大腸菌	19 トリクロロエチレン	37 マンガン及びその化合物
3 カドミウム及びその化合物	20 ベンゼン	38 塩化物イオン
4 水銀及びその化合物	21 塩素酸	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)
5 セレン及びその化合物	22 クロロ酢酸	40 溶存鉄
6 鉛及びその化合物	23 クロロホルム	41 陰イオン界面活性剤
7 砒素及びその化合物	24 ジクロロ酢酸	42 ジェオスミン
8 六価クロム化合物	25 ジブromクロロメタン	43 2-メチルイソボルネオール
9 亜硝酸態窒素	26 臭素酸	44 非イオン界面活性剤
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	27 総トリハロメタン	45 フェニール種
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	28 トリクロロ酢酸	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)
12 フッ素及びその化合物	29 ブロモジクロロメタン	47 pH値
13 ホウ素及びその化合物	30 プロモホルム	48 味
14 亜塩化炭素	31 ホルムアルデヒド	49 臭気
15 1,4-ジオキサセン	32 亜鉛及びその化合物	50 色度
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	33 アルミニウム及びその化合物	51 濁度
17 ジクロロメタン	34 鉄及びその化合物	
	35 銅及びその化合物	

水道GLP認定委員会
委員長 安藤 正典